

選択する□に、チェックを入れてください。

請求債権目録

(扶養義務等に係る定期金債権による差押え)

(□にレを付したもの)

(札幌) 法務局所属公証人 作成
令和 年第 号 (養育費等支払 離婚給付等)
契約公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費

公正証書に実際に記載されている契約名

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 162,140円

(1) 養育費 金 15万円 (支払期毎月 末日)

ただし、令和 4年 5月分から令和 4年10月分までの未払分

ただし、令和 年 月分の未払分

月3万円の養育費の取り決めで、5～7月は1万円ずつのみの入金があった場合、未払月を5月からとしてもいいですし、5～7月の入金を合わせて5月分と考え、未払月を6月分から、としてもかまいません。

(2) 執行費用 金 12,140円

(内訳)

本申立手数料 金4,000円

申立書作成及び提出費用 金1,000円

差押命令正本送達費用等 金3,190円

資格証明書交付手数料 金600円

実際に要した費用

送達証明書手数料 金250円

執行文付与手数料 金1,700円

公正証書謄本作成費用 金 円

公正証書謄本送達手数料 金1,400円

公正証書謄本送達料 金 円

このほかに、公証人役場でもらった領収書に記載されている費用も請求できます。その際は、領収書を添付してください。また、住民票や戸籍の附票等の添付が必要な場合、それらの費用も請求できます。

「平成30年8月2日生まれから平成30年9月1日生まれ」の子の場合

2 確定期限が到来していない各定期金債権

(1) 令和 4年11月から令和20年 8月 (債権者と債務者との間の子
が満 20歳に達する日の属する月) まで、毎月 末日限り、金 3万円 円ず
つの養育費

子どもの下の名前

(2) 令和 年 月 (債権者と債務者との間の子
が満 歳の属する月) まで、毎月 日限り、金 円
ずつ

公正証書の実際の記載に合わせてください。

(3) 令和 年 月から令和 年 月 (債権者と債務者との間の子
が満 歳に達する日の属する月) まで、毎月 日限り、金 円
ずつの養育費